高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）を策定しました

問福祉課介護班　☎84-1257

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、介護保険料の改定、高齢者の意向や社会情勢の変化に対応するため、3年ごとに見直しを行います。今回策定の計画期間は、令和6年度～8年度です。

本計画では、これまでの理念や取り組みを受け継ぎながら、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据えて、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進するとともに、その中核的な基盤となる地域包括ケアシステムの更なる充実を図ります。

基本理念

住み慣れた地域で支えあい、自立した暮らしを安心して続けられるまちづくり

基本目標

1　健康でいきいきと暮らしていける

高齢者をはじめ、すべての住民がいつまでも心身ともに健やかに暮らせる「生きがいに満ち健康に暮らせるまち」をつくります。

高齢者が可能な限り介護を必要としない状態で心身ともに健康で、介護予防や様々な活動に参加できる地域づくりを進めます。

2　住み慣れた地域で暮らしていける

今後、75歳以上の高齢者の急増が見込まれるなか、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいが包括的に提供される地域包括ケアシステムを一層推進していきます。

また、社会が変化し、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯が増えるなか、地域包括支援センターを中心とした、支援の入口となる相談機能の充実とともに、高齢者だけでなく、生活困窮分野、障がい分野、児童福祉分野など他分野との連携をより強化し支援していきます。

3　認知症になっても安心して暮らしていける

認知症は誰もがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものとなっています。

認知症施策については、これまで、認知症施策推進大綱（令和元年～7年）に基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても地域で暮らすことができるよう、「共生」と「予防」を両輪として推進してきました。今後も令和4年の中間評価の結果を踏まえ、大綱に沿って認知症施策を推進します。

また、令和5年6月に「共生社会」の実現を推進するため、基本理念や国・地方公共団体等の責務、基本的施策等について定めた「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しましたので、今後、国が策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえ推進します。

4　地域で支えあい助けあいながら暮らしていける

高齢者がいきいきと自立した生活を確保でき、交流活動にも積極的に参加し、すべての住民が共に支えあう、「支えあい助けあって暮らせるまち」をつくります。